5　お住まいの地域（ｎ＝７０３）

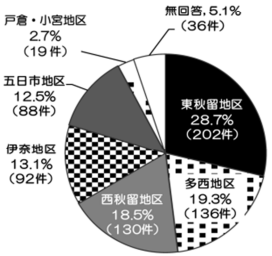

回答者のお住まいの地域は、「東秋留地区」が最も多く 202 件（28.7%）であった。次いで「多西地区」が 136 件（19.3%）、「西秋留地区」が 130 件（18.5%）であった。なお、この背景には、アンケート候補者の抽出を地区ごとの居住者数の比率によっていることも影響している。

6　居住年数（ｎ＝７０３）

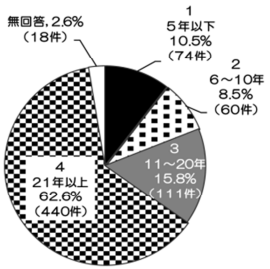

回答者の居住年数は、「４　２１年以上」が最も多く 440 件（62.6%）であった。次いで「３　１１～２０年」が 111 件（15.8%）、「１　５年以下」が 74 件（10.5%）であった。

（２）事業者編

環境に関するアンケート調査結果
＜事業者編＞

１　基本的な考え方

（１）調査の目的

①　第二次あきる野市環境基本計画（以下「第二次計画」という。）の策定に向けた環境に関する意識等の把握（気になる環境問題など）
②　第一次あきる野市環境基本計画（以下「第一次計画」という。）の達成度の判定に向けた環境に関する満足度等の把握（自然環境に対する市民満足度など）
③　環境基本計画等に基づく各種環境施策の認知度の把握
④　各種環境施策の周知

（２）調査対象

事業者 200 件を対象とした。
事業者は、市内に事業所（住所）のあるものとし、業種別に比例配分して抽出した。
業種は、本市の環境特性を考慮し、農業者、漁業者、商業者、工業者、サービス業者とした。

（３）調査内容

①　あきる野市の魅力
②　望ましい地域社会の姿
③　環境に対する意識や考え方
④　環境問題の解決に向けた考え方
⑤　環境への関心状況
⑥　環境保全の取組状況
⑦　環境保全の取組実施における問題点
⑧　環境保全の取組状況（事業種別）
⑨　環境に関する言葉の認知度
⑩　あきる野市の環境に関する取組の認知度
⑪　行政への期待

（４）調査方法及び調査期間

①　調査期間：平成 26 年 12 月1日（月）～12 月 24 日（水）
②　調査方法：郵送法とし、督促状は出していない。

（５）取りまとめ方法

設問ごとにグラフ化し、傾向などの分析を行った。

（６）端数処理

端数処理により、グラフの計が１００%にならない場合がある。

２　アンケート調査結果

（１）　あきる野市の魅力

＜問１＞

貴事業所は、あきる野市の魅力は、どのようなところだと思いますか。

１～１１の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

（n=78）

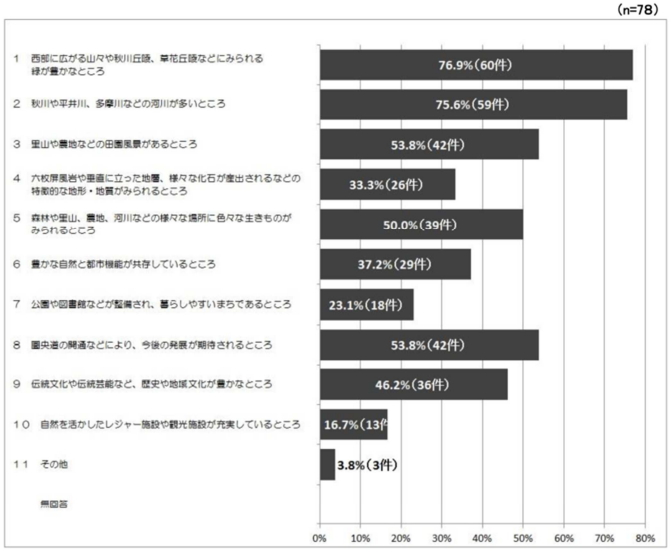

（２）　望ましい地域社会の姿

＜問２＞

貴事業所では、事業者の立場から、将来、あきる野市が、どのような環境に配慮した地域社会になるとよいと思いますか。

１～７の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

（n=78）

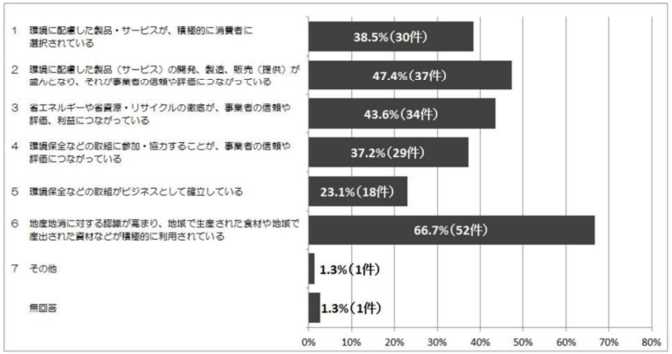

（３）　環境に対する意識や考え方

＜問３＞

環境保全と経済性、費用負担の考え方に関する次の（１）～（３）の３つの項目について、貴事業所ではＡ、Ｂそれぞれどちらの意見に近いですか。

（１）～（３）のそれぞれの項目について、１～５の番号のうち、貴事業所の考えに近いもの１つだけに○をつけてください。

（１）　環境と経済の両立について

Ａの意見

環境保全と経済性の両立は可能である。環境への配慮を経済活動の中に織り込むことで、持続可能な社会の実現が可能となる

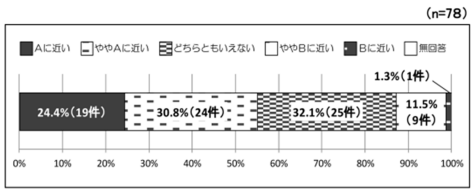

Ｂの意見

環境保全と経済性は相反する関係であるため、現実的に両立させることは困難である

（２）　環境保全と生活の利便性の関係について

Ａの意見

製品の製造等における環境配慮に要する費用は、拡大生産者責任のもと、事業者が負担すべきである

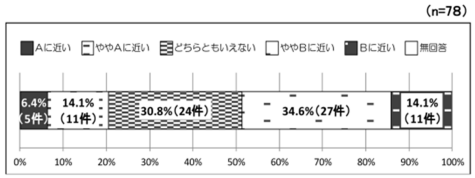

Ｂの意見

環境配慮に要する費用は、製品等の価格に上乗せするなどして、消費者も負担すべきである

（３）　環境保全と税などの負担の関係について

Ａの意見

環境の保全や向上のために、新たな税の導入など、負担が生じてもやむを得ない

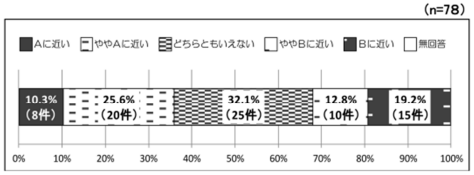

Ｂの意見

環境の保全や向上は必要だが、新たな税の導入など、負担が生じることは反対である

（４）　環境問題の解決に向けた考え方

＜環境を良くしていくためには、誰がどうすることが重要だと思いますか。

１～７の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

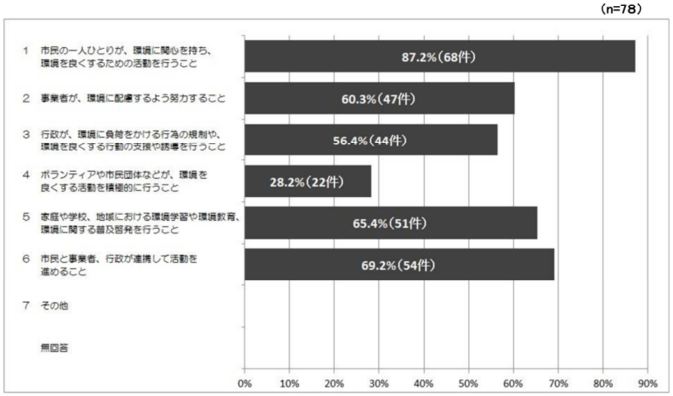

（５）　環境への関心状況

＜問５＞

貴事業所では、環境のどのような事柄に関心がありますか。

１～９の項目について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

（n=78）

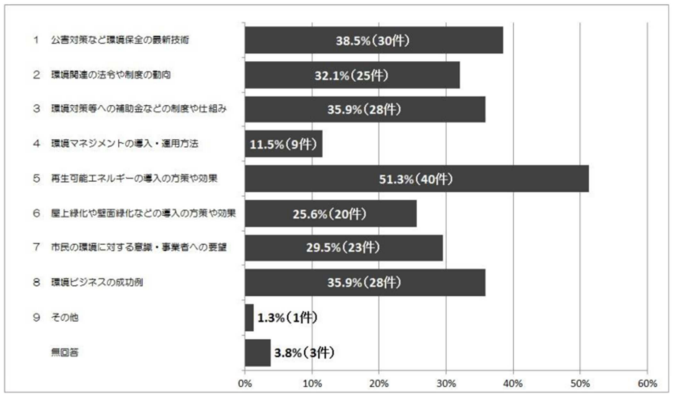

（６）　環境保全の取組状況

＜問６＞

貴事業所では、どのような環境に関する取組を行っていますか。また、特に行っていない／行わないを選ばれる場合は、その理由を教えてください。

１～２２の項目について、実施しているものすべてに○をつけてください。

（n=78）

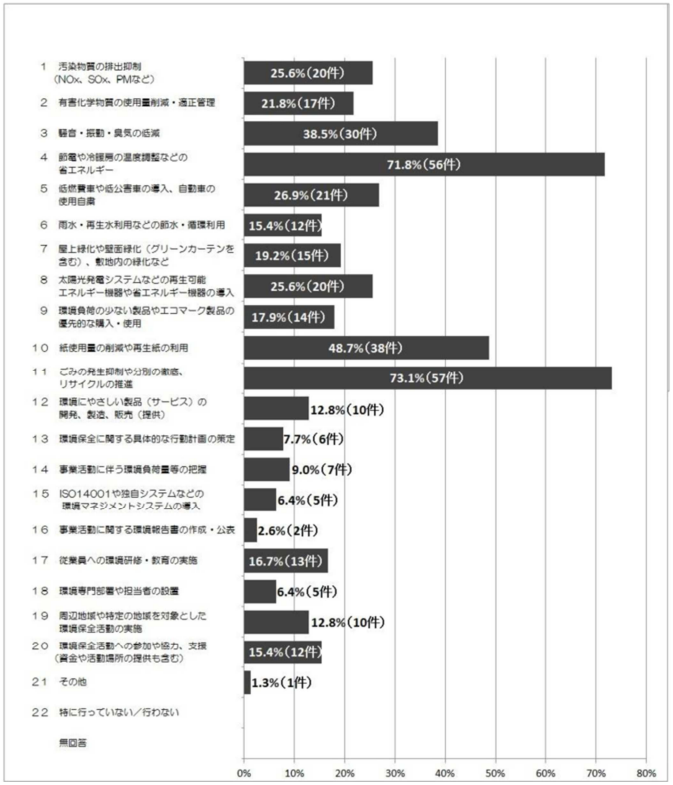

（７）　環境保全の取組実施における問題点

＜問７＞

貴事業所において、環境に関する取組を進める上での問題点は何ですか。

１～１０の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

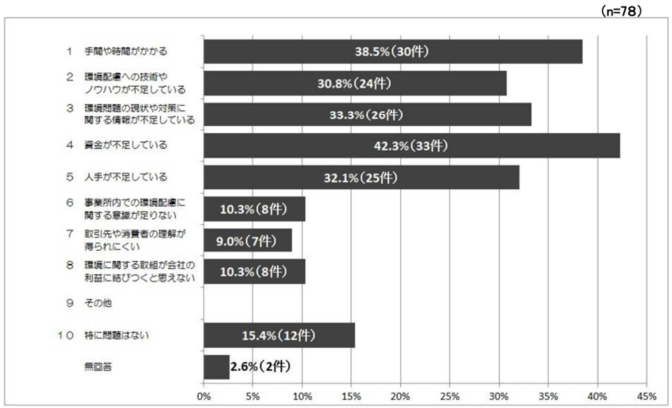

（８）　環境保全の取組状況（事業種別）

＜問８（農業者用）＞

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

（１）～（１２）のそれぞれについて、１～５の番号のうち、あてはまるもの１つだけに○をつけてください。

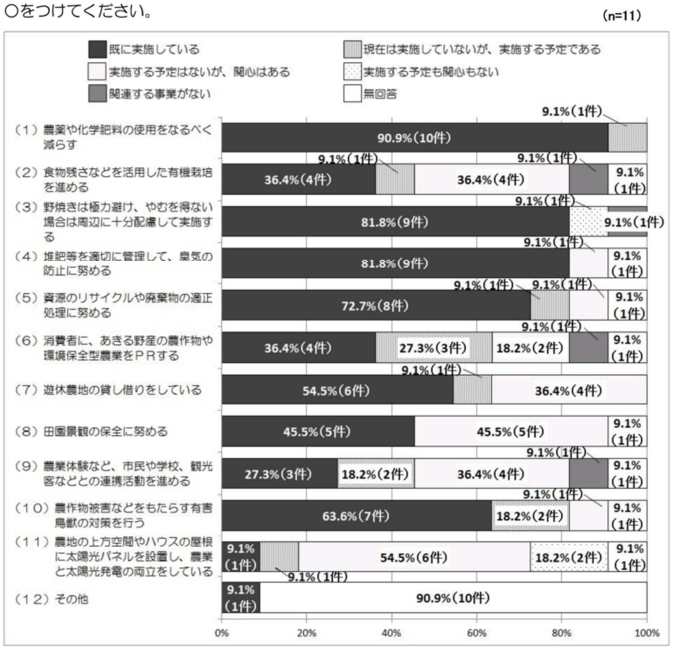

＜問８（漁業者用）＞

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

（１）～（１３）のそれぞれについて、１～５の番号のうち、あてはまるもの１つだけに○をつけてください。

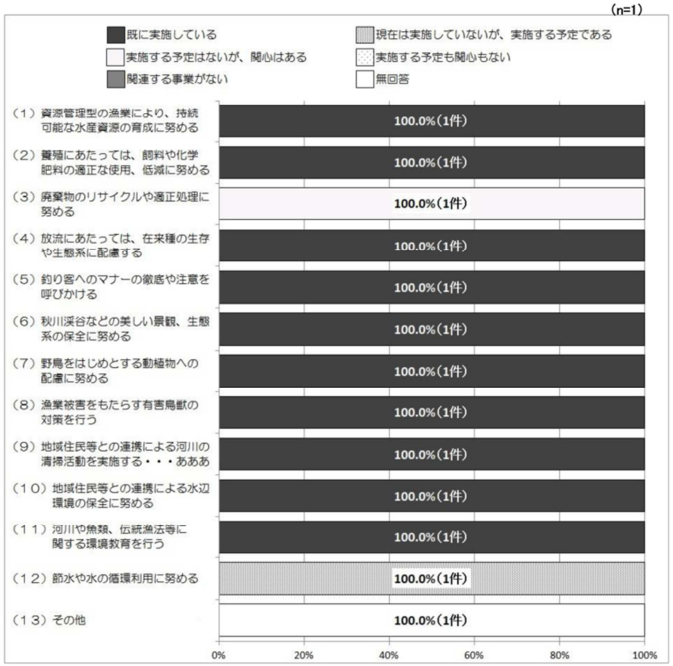

＜問８（商業者用）＞

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

（１）～（１２）のそれぞれについて、１～５の番号のうち、あてはまるもの１つだけに○をつけてください。

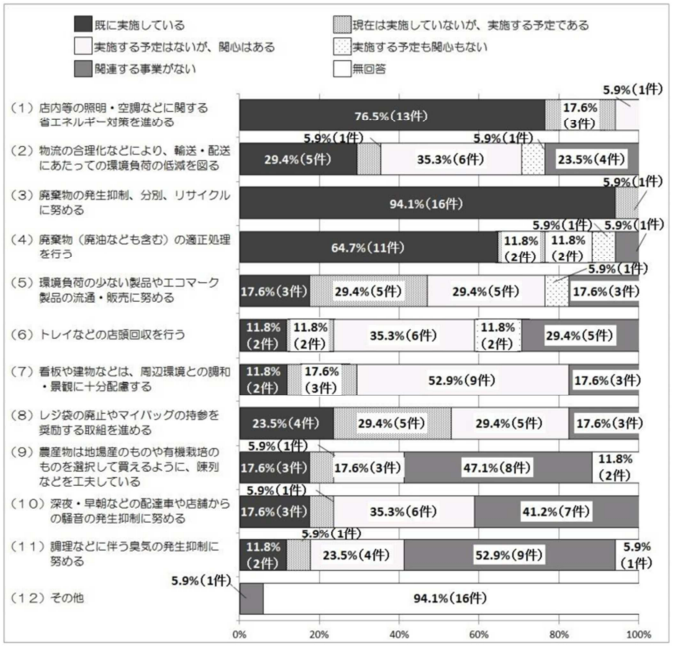

＜問８（工業者用）＞

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

（１）～（１０）のそれぞれについて、１～５の番号のうち、あてはまるもの１つだけに○をつけてください。

（n=18）

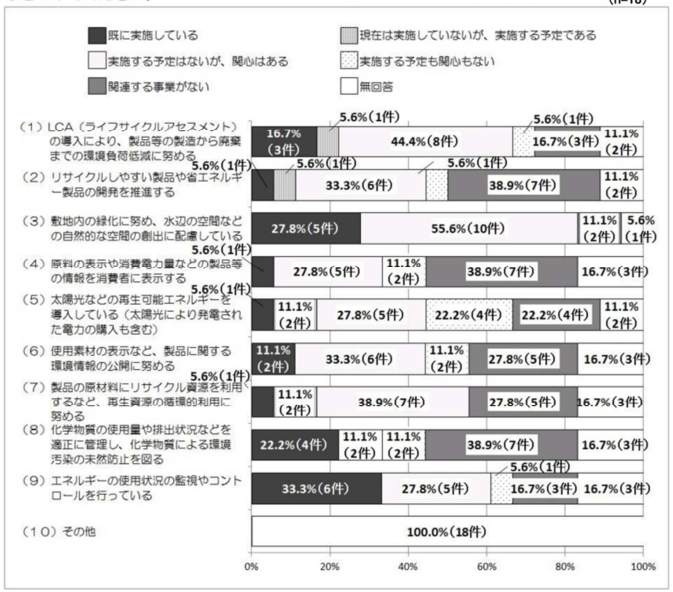

＜問８（サービス業用）＞

貴事業所では、次のような取組を行っていますか。

（１）～（９）のそれぞれについて、１～５の番号のうち、あてはまるもの１つだけに○をつけてください。

（n=31）

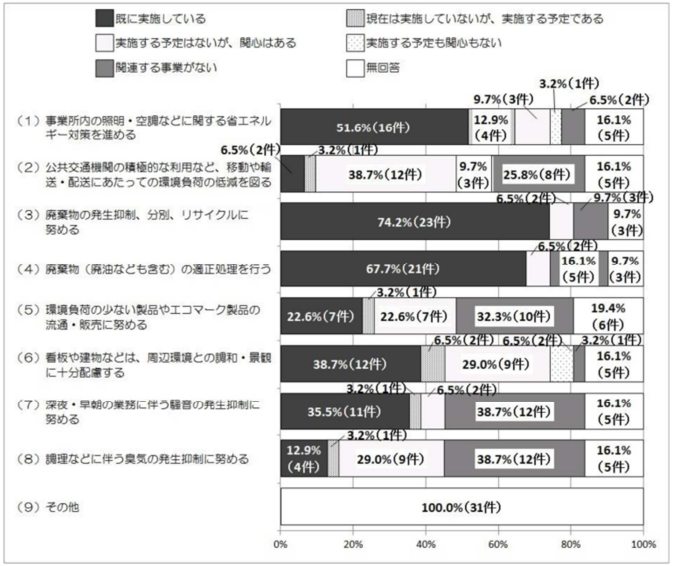

（９）　環境に関する言葉の認知度

＜問９＞

環境に関する取組は様々な分野に及んでおり、色々な言葉が使われています。次の言葉について、あなたがご存知かどうか教えてください。

（１）～（１２）のそれぞれの項目について、１～３の番号のうち、あなたの認知度にあてはまるもの１つだけに○をつけてください。

（n=78）

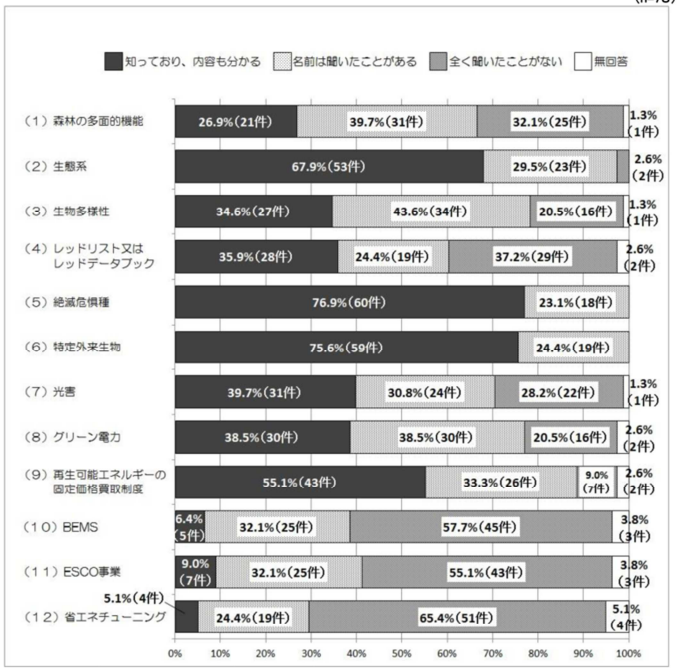

（１０）　あきる野市の環境に関する取組の認知度

＜問１０＞

あきる野市が実施する環境に関する取組や制度、組織、刊行物などについて、あなたがご存知かどうかを教えてください。

（１）～（２３）のそれぞれの項目について、別紙１をご覧いただきながら、１～３の番号のうち、あなたの認知度にあてはまるもの１つだけに○をつけてください。

（n=78）

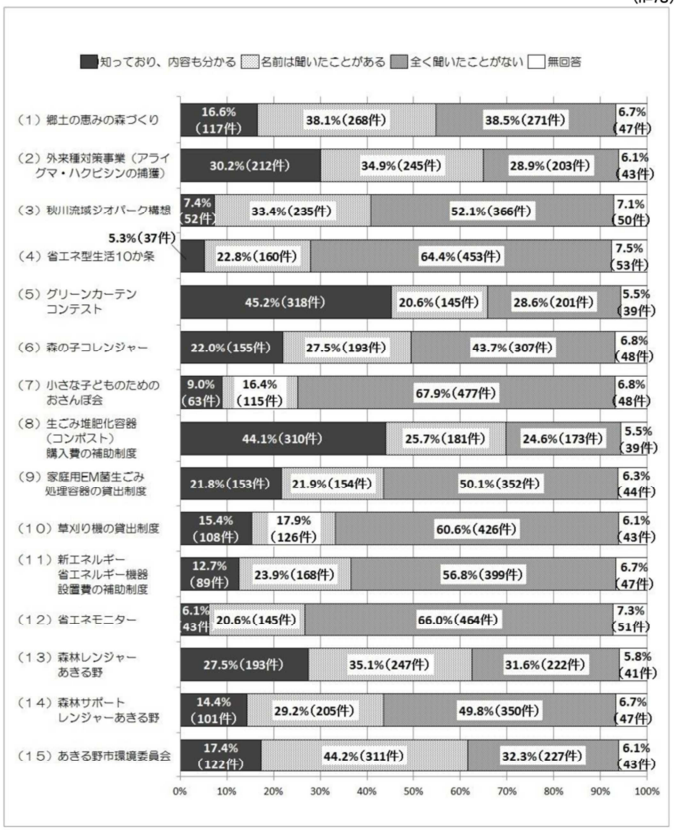

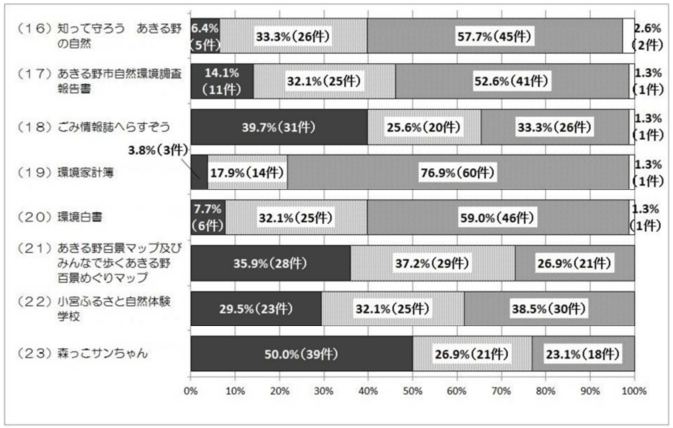

（１１）　行政への期待

＜問１１＞

環境への配慮に取り組むにあたって、行政に期待することはありますか。

１～９の番号のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

（n=78）

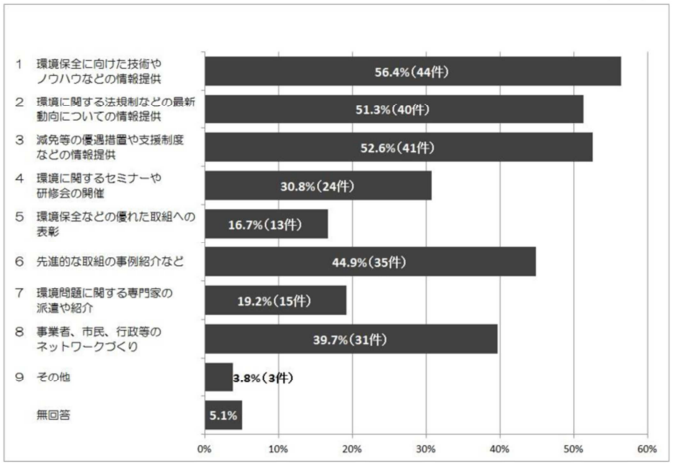

（１２）　回答者の属性

◎最後に、貴事業所のことをお聞きします。

１　業種（ｎ＝７８）

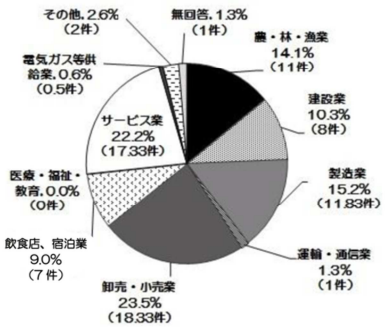

２　従業員数（貴事業所内に限ります）（ｎ＝７８）

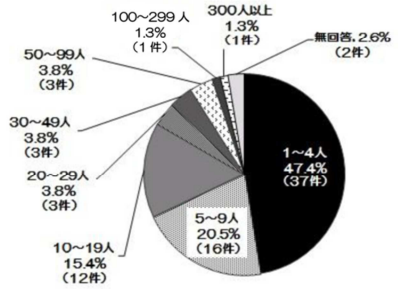

３　事業所形態（ｎ＝７８）

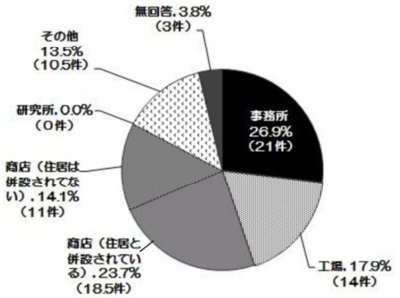

４　あきる野市内での経営年数（ｎ＝７８）

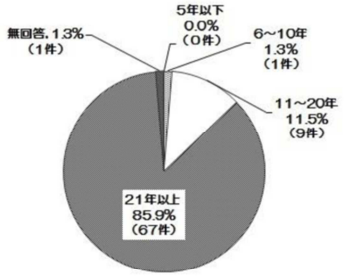

５　事業所が立地する地域（ｎ＝７８）

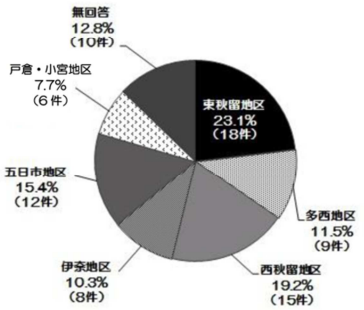

5　分野別の取組（５０音順）

第二次計画では、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の４つの分野で計２１１の取組が位置付けられています。施策・分野ごとの取組は、本編第３章の５９頁～１０６頁に記載していますが、こちらでは、取組を５０音順に並び替え、本編の掲載頁を示しています。

行	分野別の取組の名称	掲載頁
あ行	秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営	75
	「秋川渓谷」のブランド化の推進	74
	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	74
	秋川流域ジオパーク構想の推進	75
	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	104
	空き地の適正管理	87
	空き家対策の検討	87
	あきる野市生きもの会議の運営	103
	あきる野市地球温暖化対策地域協議会の運営	103
	あきる野市版レッドリストの作成	64
	あきる野市緑の基本計画の改定	67
	あきる野の農と生態系を守り隊の継続	105
	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	75
	悪臭防止対策の充実	77
	アダプト制度の運用	105
	アニマルサンクチュアリ活動の継続	70
	新たなリサイクルシステムの検討	84,93
	歩きやすいみちづくり（散策路、遊歩道の整備）	88
	一斉清掃の実施	86
	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	81,92,97
	打ち水や散水の効果に関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	97
	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり	106
	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	80,91,97
	エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	80,91,102
	エネルギーの面的利用（熱融通など）に関する情報の収集・提供	98
	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	89,97
	落ち葉の堆肥化の推進	82,93
か行	カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する	95
	崖線地区の保全	69
	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	66
	外来種対策の拡大・強化の検討	66
	各種情報の地図情報化	61
	各種マップの作成	75
	各種リーフレットの作成・公開	62,99
	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	76
	（仮称）生物多様性保全条例の制定	64
	河川環境の維持・向上	71
	河川環境の向上についての検討	72
	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	68
	河川の水質調査	60
	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	80
	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援	90
	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	71
	環境委員会の運営	103
	環境家計簿などの普及拡大	89
	環境調査の継続	77
	環境低負荷型の収集の実現	85,94
	環境に配慮した消費行動の実践（庁内）	90
	環境白書の作成	99
	観光ボランティアガイドの育成	76
	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	65
	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	70,94
	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	67,94

行	分野別の取組の名称	掲載頁
か行	魚道の整備	71
	魚類が産卵しやすい川づくり	71
	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	78
	クールシェア・ウォームシェアに関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	98
	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり	106
	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	89,97
	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進	83,93
	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	78
	下水道の整備	78
	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	92
	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施	90
	公共施設における地元産材の使用促進	74,96
	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	72,85,95
	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	72,85,95
	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	79
	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	78
	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	80,92
	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する	81,92
	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	66
	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	76
	こまめな消灯などの省エネの推進（庁内）	90
	ごみ会議の運営・推進	82,93
	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	82,93
	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	103
	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	101
	ごみの戸別収集・有料化の継続	84,93
	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	100
さ行	最終処分場掘り起こし再生	84,94
	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	90
	再生可能エネルギー設備・機器の導入	91
	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（菅生地区など）	68
	里山の保全策の検討	68
	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	102
	事業者へのごみ減量啓発	83,93
	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	69,77
	資源回収の充実	84,93
	資源集団回収の推進	84,93
	次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）	81,92
	次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	81,92,97
	自然環境調査の継続	59
	自転車のさらなる有効活用方策の検討	93
	自転車優遇策の研究及び検討	92
	市内活動団体の活動状況や実績の共有化の推進	99
	市民・観光客向けカントリーコードの設定	64
	市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発	88
	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成や活用の仕組みづくり）	104
	市民などによる調査の結果の収集	61,98
	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	72,85,95
	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	73,85,95
	重要地域の公有地化	64
	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する	70,94
	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	89,97
	省エネルギー設備・機器の導入（街路灯のLED化など）	91
	省資源化の推進	83,93
	小中学校で活用できる教材の作成	100
	小中学校における環境教育の継続	100
	小中学校における食育の推進	100
	食育の推進	103
	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する	81,92
	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	79
	森林サポートレンジャーの継続	104
	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	74,96
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）	70,94
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	67,94
	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	94,97
	森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）	70,94

行	分野別の取組の名称	掲載頁
さ行	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	67,94
	森林レンジャーによる各種調査の継続	60
	菅生地区をモデルとした「産学公連携による森づくり事業」の推進	105
	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを通じた環境教育の継続	101
	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	91,97
	生活環境に関する情報の収集・公開	77
	生活環境に関する情報の収集・提供	97
	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	69,77
	清掃工場の適正管理	85,94
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	61,99
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	63,99
	生物多様性に関する各種情報の整理・集約	61,98
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	62,99
	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	62
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	63,98
	生物多様性保全基金の創出の検討	65
	生物多様性保全区域の指定	64
	生物多様性保全等の活動を支援する仕組みの検討	104
	生物多様性を体験できるイベントの実施	102
	生物目録の作成・更新	61,99
	清流保全協力員活動の継続	68
	専門機関等との連携による調査の検討	60
た行	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	86
	地下水汚染調査	60
	地下水保全対策の継続（揚水規制）	69,80
	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	65
	地球温暖化や対策に関する情報収集、情報提供	97
	稚魚の放流	71
	地区計画などを活かした良好な街並みづくり（土地区画整理事業区域・線引き変更箇所）	88
	地産地消型農業の推進	73,96
	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	95
	直接搬入ごみの受入れ	85,94
	釣りなどのレジャーへの活用	76
	低炭素街区や低炭素地区の形成に関する情報収集や情報提供を行う	98
	電線地中化の促進など	86
	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	67
	道路・公園・公共施設等の適正管理	86
	道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）	78
	特定外来生物対策の実施	66
	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	79
	図書館における環境情報コーナーの充実	99
	徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）	82,93
な行	生ごみリサイクルの促進	82,93
	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	101
	農業後継者の育成支援	102
	農畜産物などの地産地消の推進	73,96
	農地の環境面からの機能の発信	63,98
	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	68
	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	73,85,95
は行	バーベキュー場の維持管理	76
	廃食油の有効利用の促進	83,93
	光害防止対策の研究	80
	必要に応じて駐輪場を整備する	92
	人が集まり、情報の交換や発信を行う場の創出	99
	不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	86
	不法投棄対策の充実	87
	ふるさと農援隊の継続	105
	文化財の指定・保護	65
	粉じん防止対策の充実	77
	ペットの飼い方等に関する苦情対策	88
	ペットの飼い方等の意識啓発	88
	ポイ捨て防止などの対策の研究	87
	放置自転車リサイクルの実施	84,93
	保全・再生・活用すべき場所の抽出	62
	保存緑地の指定	65,85,95
	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	87

行	分野別の取組の名称	掲載頁
ま行	未就学児を対象とした環境教育の継続	101
	水切りの徹底	83,93
	水と緑のマップの充実	62,99
	みどりの大切さの発信	63,98
	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	75
	木質バイオマス利活用方法の研究等の推進	95
	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	104
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	74
	森の子コレンジャー活動の継続	100
	森の魅力発信	63,98
や行	「屋根貸し制度」の情報の収集・提供	98
	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	79
	有害化学物質の適正管理の促進（届出に係る指導）	79
	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	102
	有害鳥獣対策の実施	66
	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	105
	湧水調査	60
	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	69,80
	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	101
ら行	ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけ	106
	リサイクルフェア等のイベントの実施	83,93
	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画など河川管理者との連携による河川管理）	105
	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施する	102
	緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	72,85,95
英語	ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討	91

6　主な環境関連法令・計画

（1）法律

名　　称	主　な　内　容
環境基本法	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境の保全についての基本理念や施策の基本的事項を定め、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を定めた法律。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律。自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の３種類に体系化し、公園の指定や計画、保護規制に関する事項等を規定している。
自然環境保全法	国民が将来にわたって自然の恵みを受けることができるよう、生物多様性の確保など、自然環境の保全に関する基本的事項を定めた法律。基礎調査の実施のほか、自然環境保全基本方針の策定を規定するとともに、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域の指定や保護規制などを定めている。
森林法	わが国の森林・林業関係の基本的な法律の一つ。森林の保続培養と森林生産力の増進に向け、森林計画制度や林地開発許可制度、森林施業計画制度、保安林制度等を規定している。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的・計画的な推進により、豊かな生物の多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる「自然と共生する社会」を実現することを目的とした法律。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき１３の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。また、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務のほか、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などを規定している。
地球温暖化対策の推進に関する法律	国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。温室効果ガスなどの地球温暖化に関する基本的事項を定義するとともに、地方公共団体実行計画等の策定や温室効果ガスの排出の抑制等のための施策の実施について規定している。地方公共団体においては、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画（事務事業編）の策定及び二酸化炭素排出量の公表が義務付けられているとともに、地域の実情に応じた実行計画（区域施策編）の策定も努力義務として定められている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	生物多様性の確保や生活環境の保全、農林水産業の健全な発展に向け、鳥獣の保護や管理、狩猟の適正化について規定した法律。平成２６年（２０１４年）に改正され、従来の鳥獣の保護に関する事業に加え、鳥獣の生息数を適切に維持するため、鳥獣の管理に関する事業が定められた。また、鳥獣の捕獲等をする事業の実施や業者の認定、夜間の猟銃使用の一部解禁など、規制緩和が行われた。

名　　称	主　な　内　容
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）	有害化学物質の環境への排出量の把握などにより、事業者の自主的な化学物質の管理の改善促進や、化学物質による環境の保全上の支障の発生を未然に防止することなどを目的とした法律。特定の化学物質について情報の届出・集計・公表などを定め、指定化学物質を扱う事業者には、MSDS（Material Safety Data Sheet）※の交付による情報提供を義務づけている。 ※　**MSDS（Material Safety Data Sheet）** 化学物質等安全データシートのこと。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ法）」に基づき、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含有する製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡・提供する際に事前提出を義務付けられており、その性状及び取扱いに関する情報が記載されている。
工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施や工場立地に関する準則等の公表などを規定した法律。別に定める準則には、工場で営む製造業等の業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合などが示されている。

（２）東京都の条例

名　　称	主　な　内　容
東京における自然の保護と回復に関する条例	東京都における市街地等の緑化、自然地の保護と回復、保全地域の指定、野生動植物の保護、開発の規制などを規定した条例。本市の横沢入里山保全地域は、同条例に基づく保全地域である。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	工場公害規制に加え、地球温暖化対策計画書制度やディーゼル車の運行制限などの自動車公害対策、化学物質の適正管理、土壌地下水汚染対策、環境への負荷の低減の取組等を規定した条例。

（３）あきる野市の条例

名　　称	主　な　内　容
あきる野市 環境基本条例	本市の環境の保全、回復及び創造について、基本理念や市民・事業者・市の責務、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めた条例。
あきる野市 清流保全条例	本市の清流を守り残すため、市長・市民・事業者の責務のほか、河川の水質保全や水量確保、親水環境の保全などについて定めた条例。生活排水や事業排水の適正処理、雨水の地下浸透の努力義務などを規定している。
あきる野市 ふるさとの緑地保全条例	本市の緑の保全と緑化の推進などについて定めた条例。市長・市民・事業者の責務のほか、宅地造成等の規模に応じた緑化基準、保存緑地の指定制度などを規定している。

（４）あきる野市の構想・計画など

名　　称	主　な　内　容
秋川流域ジオパーク構想	秋川流域の地形・地質に着目し、日本ジオパーク認定を目指す構想。本構想に基づく取組は、あきる野市、日の出町、檜原村の連携により推進されている。秋川流域の地形・地質は、様々な地質時代の地層が複雑に絡み合うことで特徴的な場所をつくり出すとともに、化石の宝庫となっている。地域の典型的な場所又は希少な地形・地質現象が確認できる場所などと周辺環境を一体的に保全し、観光資源として活用することで、環境と経済の好循環をつくり出すことを目指している。
あきる野市 一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化及び適正処理に関して、長期的かつ総合的な方向性を示した計画。
あきる野市 郷土の恵みの森構想	市域の６割におよぶ森を市民等の「共通の財産」と位置付け、森林の有する多面的機能に着目し、森林の保全と活用の方向性を示した構想。
あきる野市 郷土の恵みの森づくり 基本計画	郷土の恵みの森構想で定めた森づくりの基本方針に基づき、森づくりを総合的かつ計画的に行うために策定した計画。森林の状況のほか、森づくり事業などの主要な施策をまとめている。
あきる野市 森林整備計画	本市における森林整備の基本的な方針や間伐、保育の標準的な林齢（時期）などを定めた計画。
あきる野市 生物多様性地域連携保全 活動計画	「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性地域連携促進法）に基づき、地域住民等との連携による生物多様性の保全や活用の取組を示した計画。「郷土の恵みの森づくり基本計画」の計画期間満了に伴い、定めたものであり、「あきる野戦略」の実施計画である。
あきる野市総合計画	長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針を定めた市の総合計画。基本構想、基本計画、実施計画からなり、本市の各種計画の最上位となるものである。本計画の目標とする将来都市像は、「人と緑の新創造都市」である。
あきる野市 地球温暖化対策地域 推進計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等に向けた総合的かつ計画的な施策を定めた計画。家庭や事業所の取組のほか、市の支援策を示す。
あきる野市 地球温暖化防止対策 実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減の方策等を定めた計画。市では、平成１３年（２００１年）に第一次計画を策定し、現在、第三次計画に取り組んでいる。
あきる野市 都市計画マスタープラン	「都市計画法」に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市議会の議決を経て定めた「基本構想」や東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるもの。都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として、地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示することで、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにしている。
あきる野市 生物多様性あきる野戦略	「生物多様性基本法」に基づき、本市の生物多様性の保全、活用などの方向性を示した戦略。目標となる望ましい姿は、「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」である。

7　用語解説

あ行

秋川渓谷物語（あきがわけいこくものがたり）

あきる野市と檜原村で生産される良質な食品等を対象とする地域ブランドのこと。地場産品に対する消費者の信頼を高め、その普及と需要拡大を図りながら、地場産業の振興と発展に寄与することを目的として、あきる野商工会により運営されている。「秋川渓谷物語」の地域ブランド品となるには、一定の基準を満たし、地域ブランド認定審査会による認定を受ける必要がある。（P. 35, P. 74）

あきる農を知り隊（あきるのうをしりたい）

市民をはじめとする消費者から、あきる野の農業に対する理解と応援を得るため、農地やハウスの生産現場見学、収穫体験など、農業者自らがあきる野の農業の魅力を発信する消費者との交流イベントのこと。（P. 63）

あきる野市廃棄物減量等推進員（ごみ会議）
（あきるのしはいきぶつげんりょうとうすいしんいん　ごみかいぎ）

市民や事業者などが構成員となり、ごみの減量、適正な処理及び再利用の推進を図るため、市の施策への協力及び市民への啓発を行う組織のこと。ごみ情報誌「へらすぞう」の発行などを行っている。（P. 41, P. 49, P. 50, P. 54, P. 82, P. 93）

あきる野の農と生態系を守り隊
（あきるののののうとせいたいけいをまもりたい）

市民や農業者などからなり、農業経営の安定化及び自然環境の保全を図ることを目的として、本市の市域内における有害鳥獣による農業被害や外来種による生態系被害の防止・軽減につながる活動を行う組織のこと。狩猟免許保有者の高齢化が進行する中、有害鳥獣対策等を担う人材を育成するため、狩猟免許取得の支援等も行っている。（P. 58, P. 66, P. 102, P. 105）

悪臭（あくしゅう）

いやな「におい」、不快な「におい」の総称のことで、「環境基本法」では、典型七公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭）の一つに位置付けられている。「悪臭防止法」等に基づき、規制が行われている。（P. 39, P. 77）

アダプト制度（アダプトせいど）

行政が、特定の公共財（道路、公園、水路、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約し、行政が必要な支援を行う制度のこと。アダプトとは、英語で「養子縁組」という意味があり、アダプト制度は「里親制度」と訳される。（P. 43, P. 58, P. 105）

雨水浸透ます（うすいしんとうます）

底や側面にたくさんの穴が空いており、地中に埋めて貯まった雨水をゆっくりと地下に浸透させる設備のこと。地盤沈下の抑制、地下水のかん養、健全な水循環の保全、浸水被害の抑制などの効果がある。（P. 69）

江戸前アユ（えどまえアユ）

東京湾から遡上する天然アユのこと。多摩川の鮎漁は、非常に古くから行われていたが、江戸時代になると、江戸に近いため、生きたままの新鮮な鮎を提供できることから、広く知られるようになった。多摩川でとれる鮎は、香味があり、非常に美味であったことから、将軍家などにも献上され「御用鮎」などと呼ばれたこともある。こうした歴史などを踏まえ、水産振興などのため、江戸前アユの復活に向けた取組が進められている。（P. 33, P. 34, P. 71）

エネルギーマネジメント

省エネルギーの観点から、電気や天然ガスなどのエネルギー資源について、合理的な使用・管理をすること。建物内における BEMS（ビルディングエネルギーマネジメントシステム）、家庭における HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）などがある。（P. 47, P. 48, P. 89, P. 90, P. 97）

温室効果ガス（おんしつこうかガス）

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の６物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。（P. 45, P. 47, P. 48）

か行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、やむを得ず排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。（P. 51, P. 95）

崖線緑地（がいせんりょくち）

台地の崖に沿って広がる緑地のこと。湧水が豊富に見られる。秋留台地外縁における崖線部の樹林帯は、本市の緑の特性でもある。（P. 33, P. 69, P. 73）

拡大造林（かくだいぞうりん）

主に広葉樹からなる森林を伐採し、針葉樹中心の人工林（育成林）に置き換えること。昭和２０～３０年代の日本の復興に際し、資材となる木材が不足し、その価格が高騰を続けた。こうした背景のもと、当時の政府により、急速な拡大造林政策がとられ、里山の雑木林や奥山の天然林などが伐採され、スギなどの成長が比較的早く、経済的に価値の高い人工林に置き換えられた。（P. 8）

化石燃料（かせきねんりょう）

石油、石炭、天然ガスなど、地中に埋蔵されている有限性の燃料資源のこと。「化石エネルギー」とも呼ばれる。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。（P. 51）

合併処理浄化槽（がっぺいしょりじょうかそう）

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」という。「浄化槽法」の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。（P. 39, P. 69, P. 77）

環境家計簿（かんきょうかけいぼ）

毎日の生活の中での環境に関係する出来事や行動を記録することで、家庭でどのような環境負荷が発生しているか、どのように改善していけば良いかなどを考察できる出納簿のこと。電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用量に排出係数を掛けて、家庭の二酸化炭素排出量を計算するものが多い。（P. 47, P. 89）

環境基準（かんきょうきじゅん）

「環境基本法」に基づき、人の健康保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準となる物質の濃度や音の大きさなどを数値で示したもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質などの基準が定められている。（P. 37, P. 39）

環境マネジメントシステム（かんきょうマネジメントシステム）

企業などが、事業活動における環境配慮を「計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→

計画の見直し（Action）」という流れに沿って系統的に管理するシステムのこと。（P. 13）

観光ボランティアガイド
（かんこうボランティアガイド）

観光客向けに、市内の見どころの紹介や案内などの「おもてなし」活動を行う市民ボランティアのこと。武蔵五日市駅前を活動の拠点とし、秋川渓谷の自然や景観、歴史、文化などの紹介や魅力ある散策コースの提案などを行っている。（P. 36, P. 76）

カントリーコード

自然公園などを訪問する観光客が守るべきルールやマナーを明文化したもの。イギリスの田園地帯を訪問する人が守るべきルールやマナーをまとめたものが始まりで、日本では、富士山、小笠原、南アルプス、秩父多摩甲斐国立公園、屋久島などでそれぞれカントリーコードが策定されている。（P. 31, P. 64）

気候変動枠組条約締約国会議
（きこうへんどうわくぐみじょうやくていやくこくかいぎ）

１９９２年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」の締約国が開催する、大気中の温室効果ガス濃度の安定化等について話し合う会議のこと。当該条約に関する最高意思決定機関であり、１９９５年にベルリンで開催された第１回会議（COP１）以来、毎年開催されている。報道等で用いられるCOP とは、「Conference of the Parties」の略称であり、締約国会議を示す。生物多様性条約締約国会議（COP）と区別するため、気候変動枠組条約締約国会議を示す場合には、COP-FCCC（Framework Convention on Climate Change）とされる場合がある。（P. 1）

基準産地（きじゅんさんち）

ある生きものの学名をつける際に、基準とした１つの標本の産地のこと。（P. 35）

近隣騒音（きんりんそうおん）

生活を通して発生する多種多様な音のうち、騒音として問題とされる音のこと。具体的には、商業宣伝の拡声器の音、飲食店での営業騒音、家庭でのピアノ、テレビ、エアコンの室外機、ペットの鳴き声などを指す。（P. 40, P. 78）

グリーン購入（グリーンこうにゅう）

製品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。購入者自身の消費生活などの活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業にも環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもつ。（P. 41, P. 46, P. 47, P. 50, P. 83, P. 89, P. 90, P. 93, P. 97）

クレジット制度（クレジットせいど）

太陽光発電、風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーの使用やエネルギー効率の良い機器の導入、植林や間伐等の森林管理（森林の二酸化炭素吸収量・固定量の増加のための活動）により実現できた温室効果ガス削減量・吸収量を「クレジット」として認証を受け、市場で取引を行う制度のこと。「クレジット」を購入しカーボン・オフセットを行うことで、自らがその分の二酸化炭素を削減したとみなすことができる。（P. 32, P. 65）

景勝地（けいしょうち）

良い景色、自然の良い風景を見られる場所のこと。観光地としてある程度整備されている場所を指すことが多い。（P. 28, P. 35）

渓流（けいりゅう）

河川の上流で、山地を侵食しながら流れ下る川のこと。瀬や淵、滝などを伴うことが多い。（P. 36, P. 76）

小峰ビジターセンター（こみねビジターセンター）

東京都立秋川丘陵自然公園の中心部に位置する小峰公園内にあるビジターセンターのこと。周辺の自然解説や希少種の分布調査、野外レクリエーションの楽しみ方の普及など、様々な活動を行っている。（P. 56, P. 57, P. 101, P. 103）

ごみ発電（ごみはつでん）

ごみ処理施設において、ごみを燃やして発生した熱を利用して発電すること。ごみの焼却処理の過程で発生する熱を回収し、発電を行うことで、焼却のみでは無駄に捨てられるエネルギーを再利用でき、循環型社会に貢献できるとされている。（P. 42, P. 50）

さ行

再生可能エネルギー（さいせいかのうエネルギー）

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として規定されたエネルギーのこと。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスがあげられる。再生可能エネルギーは、石油などの化石エネルギーと異なり、枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。（P. 1, P. 19, P. 46, P. 47, P. 48, P. 90, P. 91）

在宅医療廃棄物（ざいたくいりょうはいきぶつ）

在宅医療に伴い家庭から排出される医療廃棄物のこと。一般廃棄物に分類される。高齢化社会の進展に伴い、慢性疾患の増加等に対応するため、医療機関で行われてきた医療技術が在宅においても実施されるようになり、注射器等の医療廃棄物が家庭からも多く排出されるようになった。ごみ収集時の作業員の針刺し事故の防止などの課題がある。（P. 42, P. 50）

里山（さとやま）

地域住民の生活と密接な関わりを持つ集落周辺の雑木林や田んぼ、水路などがある一帯のこと。住民は、生活の一部として、燃料となる薪（薪炭用木材）集め、食料となる山菜採り、落ち葉を利用した堆肥づくりなどを行い、里山を利用した。（P. 22, P. 23, P. 28, P. 31, P. 32, P. 36, P. 56, P. 68）

サントリー「天然水の森 奥多摩」（サントリーてんねんすいのもりおくたま）

サントリーホールディングス株式会社があきる野市、檜原村との協定により、森林整備などを進めている森林のこと。サントリー「天然水の森 奥多摩」は、あきる野市の「共生・協働の森」（54.5ha）と西多摩郡檜原村の「企業の森」（13.0ha）の２ヶ所を合わせたものであり、植栽や針葉樹林の間伐・枝打ちなど、それぞれの土地にあった森林整備活動を推進している。（P. 11）

市街化区域（しがいかくいき）

「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、優先的かつ計画的に市街化を進める区域のこと。（P. 44）

狩猟免許（しゅりょうめんきょ）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟鳥獣を捕獲することを認める免許のこと。（P. 56）

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

「循環型社会形成推進基本法」の定義に基づき、廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。（P. 12, P. 13, P. 37, P. 41, P. 49, P. 50, P. 82, P. 84, P. 93）

省エネ型生活１０か条
（しょうエネがたせいかつ１０かじょう）

第一次計画のエネルギー環境分野の目標「わがまちから地球温暖化に対応する」における家庭での省エネルギーを推進するため、市民の意見をもとに、省エネ型生活をするためのヒントとして、市が作成した１０か条のこと。平成２７年度（２０１５年度）に、環境家計簿とともに見直している。（P. 47）

食育（しょくいく）

生涯を通じた健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承や発展、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。（P. 55, P. 56, P. 57, P. 100, P. 103）

植生（しょくせい）

ある地域における植物体の集まりの総称のこと。（P. 28）

親水性（しんすいせい）

川などの水辺に対する親しみやすさの度合いのこと。水辺周辺を整備したり、水質の改善をすることにより、人々と水辺との間の垣根を低くし、親水性を高めることができる。（P. 34）

振動（しんどう）

「環境基本法」で定義されている典型七公害の１つにあげられており、発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。「振動規制法」等に基づき、規制が行われている。（P. 23, P. 39, P. 40, P. 79）

水質汚濁（すいしつおだく）

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水などがある。影響としては、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅、有害物質による魚介類や人への被害などがあげられ、「水質汚濁防止法」等に基づき、規制が行われている。（P. 1, P. 23, P. 39, P. 77）

水素ステーション（すいそステーション）

燃料電池自動車へ水素を供給するステーションのこと。液化石油ガス（LP ガス）等から水素を製造する「オンサイト型」と、圧縮水素や液体水素を水素ステーションの外部からトレーラーなどで運び込む「オフサイト型」がある。（P. 81, P. 92）

スマートハウス

HEMS などの IT（情報技術）を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のこと。太陽光発電システムなどのエネルギーをつくりだす機器と家電などのエネルギーを使用する機器をつなぎ、効率の良いエネルギー消費を図る。（P. 48, P. 91, P. 97）

スラグ

廃棄物を１,３００℃以上の高温に保った炉の中で溶融し、これを空気中や水中で冷却固化して得られる生成物のこと。廃棄物溶融スラグ又は溶融スラグとも言われる。黒いガラス粒状の物質で、路盤材やコンクリート原料として利用できる。スラグ化することで、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができるとともに、高熱でダイオキシン類を分解できるなどの長所がある。（P. 13, P. 42, P. 50）

生産緑地（せいさんりょくち）

市街化区域内にある農地等が持つ農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つものとして、「生産緑地法」に基づき都市計画に定めた農地等のこと。面積が５００㎡以上であることなどの要件がある。（P. 33, P. 68）

生態学（せいたいがく）

生物の個体間の相互関係や生物と環境との関係等に関する学問分野のこと。(P. 30)

生態系（せいたいけい）

あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物などのすべての生物とその生活に関与する大気・水・土壌・光などの無機的環境、さらに、これらの中に存在する光合成や食物連鎖などの物質やエネルギーの循環がそろった空間（系）のこと。自然を構成する要素がそれぞれに他と関係し合ってまとまっている一つの系とみなす考え方によるものである。(P. 28, P. 30, P. 31, P. 32, P. 33, P. 34, P. 42, P. 43, P. 45, P. 51, P. 52, P. 58, P. 63, P. 66, P. 67, P. 98, P. 102, P. 105)

生態系サービス（せいたいけいサービス）

生物多様性が維持されることによってもたらされる食料や水、気候の調整、水質の浄化、レクリエーションの場の提供などの恩恵のこと。生態系サービスは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」と、これらのサービスを支える「基盤サービス」の４つに分類される。「基盤サービス」の代わりに「生息・生育地サービス」が入る場合がある。(P. 30, P. 63, P. 98)

生態系ネットワーク（せいたいけいネットワーク）

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、草地、農地、市街地の緑・水辺、河川、湿地など）のつながりのこと。(P. 33, P. 34, P. 42, P. 43, P. 51, P. 52)

生物種の生活史（せいぶつしゅのせいかつし）

生物個体の発生から死までの生涯の生活に関する全過程のこと。生活には、食性、行動習性、社会生活、繁殖様式などが含まれる。(P. 30, P. 61, P. 99)

生物多様性（せいぶつたようせい）

森林や河川、耕地、市街地などの様々な生態系が存在すること、生態系の中に様々な種が存在すること及び種内に様々な遺伝子が存在すること。「生物多様性基本法」においては、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することと定義されている。(P. 1 ほか)

生物多様性条約締約国会議
（せいぶつたようせいじょうやくていやくこくかいぎ）

１９９２年に採択された「生物多様性条約」の締約国が開催する、生物多様性の保全等に関する会議のこと。当該条約に関する最高意思決定機関であり、１９９４年にバハマで開催された第１回会議（COP１）以来、概ね２年に１回開催されている。報道等で用いられるCOPとは、「Conference of the Parties」の略であり、締約国会議を示す。気候変動枠組条約締約国会議（COP）と区別するため、生物多様性条約締約国会議を示す場合には、COP-CBD（Convention on Biological Diversity）とされる場合がある。(P. 1)

生物目録（せいぶつもくろく）

ある地域で確認された生きもののリストのこと。(P. 30, P. 55, P. 61, P. 99)

清流保全協力員
（せいりゅうほぜんきょうりょくいん）

「あきる野市清流保全条例」に基づき、河川環境の状況の調査及び異常の通報、河川の保全に係る低減及び啓発などを任務とする人員のこと。(P. 33, P. 40, P. 68)

絶滅危惧種（ぜつめつきぐしゅ）

絶滅の危機にある生きもののこと。一般的に国や都道府県が定めたものをいう。(P. 28)

騒音（そうおん）

「環境基本法」で定義されている典型七公害の１つにあげられており、発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。「騒音規制法」等に基づき、規制が行われている。(P. 23, P. 39, P. 40, P. 78, P. 79)

た行

大気汚染（たいきおせん）

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のこと。「大気汚染防止法」等に基づき、ばい煙（硫黄酸化物、ばいじんなど）、一般粉じん（鉱物などの堆積場から飛散）、特定粉じん（アスベスト）、特定物質（ベンゼンなど）について、規制が行われている。（P. 1, P. 23, P. 39 P. 77）

多面的機能（ためんてききのう）

森林が有する様々な機能の総称のこと。森林には、木材生産機能をはじめ、渇水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、きれいな空気をつくるとともに気候を安定させる大気浄化・気候緩和機能、様々な生物の棲みかとして命を育む生物多様性保全機能、山の土壌を守り、山地災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、二酸化炭素の吸収・固定や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションの場や教育の場の提供などの保健文化機能など、非常に多くの機能がある。（P. 32, P. 33, P. 34 P. 43, P. 51, P. 52, P. 63, P. 73, P. 85, P. 94, P. 95, P. 97）

段丘崖（だんきゅうがい）

ある段丘とそれより一段低い段丘の間の崖のこと。（P. 33, P. 34, P. 43, P. 52）

地区計画（ちくけいかく）

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合った、よりきめ細かい規制を行う計画のこと。区域の指定された用途地域の規制を強化又は緩和することができ、各街区の整備及び保全を図ることができる。（P. 42, P. 44, P. 88）

地産地消（ちさんちしょう）

地域で生産されたものをその地域で消費すること。農林水産省は、これに加え、「農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」としている。本市においても、「『もの（食材）』を通して『ひと（心）』がつながることが原点である。」としている。（P. 32, P. 34, P. 35, P. 45, P. 51, P. 52, P. 56, P. 73, P. 95, P. 96）

地目（ちもく）

土地の用途による分類のこと。宅地、畑、山林、雑種地などがある。（P. 8）

低炭素街区（低炭素地区）（ていたんそがいく　ていたんそちく）

再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術の導入により、省エネルギー化を図る地区のこと。地区内の建物に太陽光発電システムを標準装備とする、近接する建物の所有者が協力して建物間を配管で接続し、冷暖房用の熱媒（冷水や温水、蒸気）を互いに融通する「建物間熱融通」を行うなどの手法がある。（P. 98）

東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～２０１０年版（とうきょうとのほごじょうじゅうようなやせいせいぶつしゅ　ほんどぶ～とうきょうとレッドリスト～２０１０ねんばん）

東京都本土部における絶滅のおそれのある野生生物種の一覧のこと。絶滅の危険性の高さに応じて、カテゴリー分けがなされている。（P. 29）

特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、人間の移動や物流が盛んになりはじめた明治時代以降に日本に持ち込まれた外来種のうち、生態系や農林水産業、人の生命や身体に被害をおよぼしているもの、あるいはおよぼすおそれのあるものとして指定された種のこと。
（P. 28, P. 32, P. 66）

土壌汚染（どじょうおせん）

土壌に有害な物質が浸透して汚染された状態のこと。土壌に含まれた有害物質は、水や大気に含まれたものと比べ移動性が低く、拡散・希釈されにくいという性質があり、いったん土壌汚染が発生すると長期にわたり人の健康や生活環境に影響をおよぼすおそれがある。「土壌汚染対策法」等に基づき、規制が行われている。（P. 40, P. 79）

土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）

「土地区画整理法」に基づき、都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業のこと。（P. 44, P. 88）

な行

熱融通（ねつゆうずう）

近接する建物の所有者が協力して建物間を配管で接続し、冷暖房用の熱媒（冷水や温水、蒸気）を互いに融通すること。建物間熱融通ともいう。冷暖房の総合的な効率化や設備容量の縮小により、省エネルギーやコスト削減効果が期待できる。（P. 98）

燃料電池自動車（ねんりょうでんちじどうしゃ）

水素と酸素の化学反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる燃料電池を動力源にした自動車のこと。エネルギー発生時に生じる物質は水（水蒸気）だけであり、クリーンで発電効率も高い。（P. 48）

は行

パブリックコメント

市の基本的な政策などを策定する過程で、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。（P. 44, P. 88）

光害（ひかりがい）

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響のこと。
（P. 40, P. 80）

フットパス

森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと（Foot）ができる小径（Path）のこと。（P. 76）

ふるさと農援隊（ふるさとのうえんたい）

本市において、農業を営んでいない６５歳以上の高齢者とその家族を対象とし、農作業及び農作物の収穫などを行う組織のこと。健康づくり計画である「めざせ健康あきる野２１」に基づき、農業を通じて、身体を動かし、他の農援隊会員との交流を通じ、生きがいを感じることで市民の健康増進と介護予防を図ることを目的としている。（P. 58, P. 105）

粉じん（ふんじん）

物の破砕、選別その他の機械的処理などに伴い発生、飛散する微細な粒子状の物質のこと。特定粉じん（アスベスト）と一般粉じん（それ以外）に区分されている。（P. 39, P. 77）

保存緑地（ほぞんりょくち）

市内の緑の保全を図るため、「緑地保全条例」に基づき、指定を受けた緑地のこと。樹林地、樹木、屋敷林、生け垣の４種類があり、保存緑地として指定されるには、一定の条件を満たす必要がある。

（P. 31, P. 33, P. 65, P. 69, P. 73, P. 85, P. 95）

ま行

木質バイオマス、木質バイオマスエネルギー（もくしつバイオマスエネルギー）

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いた「バイオマス」のうち、木に由来するもののこと。木材等のマテリアル利用のほか、直接燃焼による発電やアルコール発酵、メタン発酵による燃料化などのエネルギー利用があり、エネルギー源として用いるとき、これを「木質バイオマスエネルギー」という。エネルギー源として用いるため、木質バイオマスを燃焼させることなどにより、二酸化炭素が発生する。しかしながら、木質バイオマスは成長過程で光合成により二酸化炭素を消費しているため、石油などの化石燃料と異なり、実質的には二酸化炭素を増やさないとされている。

（P. 35, P. 51, P. 52, P. 95）

モニタリング

自然環境の状況などについて、継続的又は定期的に調査を実施すること。公害規制などで用いられる場合は、「監視」の意味で用いられる。（P. 30, P. 59）

や行

屋根貸し制度（やねかしせいど）

発電事業者が建物の屋根を借りて太陽光発電システムを設置し発電を行う制度のこと。再生可能エネルギーの固定価格買取制度により発電事業を進めようとする事業者と、建物の屋根を貸し出すことで賃料を得ようとする建物所有者の双方のメリットを両立させるもので、太陽光発電の普及拡大につながるものと考えられている。太陽光による発電量が増え、発電に伴う二酸化炭素排出量の削減が図られるとともに、災害などに強い分散型エネルギー社会の構築にもつながる。（P. 98）

有害化学物質（ゆうがいかがくぶっしつ）

カドミウムや鉛、水銀、六価クロムなどの重金属のほか、塩化水素、PCB、アセトアルデヒドなど、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質のこと。「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物処理法」などで取扱いが規制されている。

（P. 40, P. 79）

有害鳥獣対策（ゆうがいちょうじゅうたいさく）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、農林水産業や生態系等に係る被害の防止の目的で、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと。原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時に限り、その防止や軽減を図るために捕獲等が行われる。（P. 31, P. 32, P. 53, P. 56, P. 58, P. 66, P. 102）

遊休農地（ゆうきゅうのうち）

長期にわたる不作付け地などのこと。担い手の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから増加している。（P. 33, P. 68, P. 105）

ら行

ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止のため、環境省で実施しているライトアップ施設や家庭の照明の消灯を呼びかける活動のこと。平成２０年（２００８年）からは、夏至ライトダウンに加え、７月７日の七夕の日にライトダウンを呼びかける「クールアース・デー ライトダウン」の呼びかけを実施している。ライトダウンに取り組むことで、ライトアップに馴れた日常生活において、どれほどの照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えてもらうことを目的としている。（P. 57, P. 106）

リサイクル率（リサイクルりつ）

１年間のごみの総排出量に対し、リサイクルした量の割合のこと。(P.41,P.49)

レアメタル

非鉄金属のうち、特に流通量が少ない金属の総称のこと。半導体産業、製造業には欠かせない素材となっており、近年においては使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究が行われている。(P.41,P.50)

数字・英語

３Ｒ

循環型社会の実現に向け、ごみの減量やリサイクルの促進に向けた行動を示す標語のこと。廃棄物等の発生抑制（リデュース【Reduce】：資源を効率的に使用して製品を作る、長期にわたり使用するなどにより、廃棄物の量を抑制すること）、再使用（リユース【Reuse】：使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル【Recycle】：資源として再び利用すること）の３つの頭文字を取り「３R」としている。(P.41,P.50,P.82,P.93)

BEMS（Building Energy Management System）

ビル内のエネルギーの消費状況などを管理するシステムのこと。ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器等の電力使用量のモニターや制御を行うとともに、エネルギーの消費状況を視覚的に把握できるようにする。また、電力使用量デマンド（需要）を監視し、ピークカット制御をするデマンド応答（デマンドレスポンス）も含まれる。これらにより、建物における効率的なエネルギー消費や制御を図る。BEMS は「ベムス」と読む。(P.48)

ESCO 事業（Energy Service Company）

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現する事業のこと。その結果得られる省エネルギー効果を保証し、省エネルギー効果の一部が事業者の報酬となる。ESCO は「エスコ」と読む。(P.48,P.91)

HEMS（Home Energy Management System）

家庭内のエネルギーの消費状況などを管理するシステムのこと。各家電の電気等の使用状況や太陽光発電システムの発電状況等を把握し、エネルギーの消費状況を視覚的に把握できるようにする。また、家電等との連携により、自動的な電源のオンオフなども可能となる。これらを通じ、家庭内における効率的なエネルギー消費を図る。HEMS は「ヘムス」と読む。(P.48)

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が作成した環境マネジメントに関する国際規格のこと。企業・官公庁等が、環境に対する負荷の低減などを継続的に改善するための目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定する。
(P.13)

LED（Light Emitting Diode）

電流が流れると発光する半導体のことで、日本語で「発光ダイオード」という。蛍光灯の４倍の寿命であるとともに、発光に伴う消費電力が白熱球の１０分の１程度と少ないことから、二酸化炭素排出量が少なく、地球温暖化対策にも寄与するとされている。
(P.48,P.91)

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している２．５μｍ（１μｍは１mm の千分の１）以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため（髪の毛の太さの 30 分の１程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化し

たものがある。発生源には、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等の人為起源のもののほか、土壌、海洋、火山等の自然起源のものがある。(P.55)

第二次あきる野市環境基本計画

平成２８年（２０１６年）３月

発行　東京都あきる野市
〒197-0814　あきる野市二宮３５０番地
電話　042-558-1111（代表）

編集　あきる野市環境経済部環境政策課